

平成29年11月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

平成29年11月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成29年11月22日（水） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第29号 平成29年11月議会臨時会の議案について…………… 1</p> <p>議案第30号 平成29年12月議会定例会の議案について…………… 6</p> <p>議案第31号 陳情の処理経過及び結果について…………… 13</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度児童生徒の問題行動調査の結果について…………… 1 ・新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の 締結について…………… 2 <p>第4 次回日程</p> <p>12月定例会 平成29年12月20日（水）午後3時30分</p> <p>1月定例会 平成30年 1月17日（水）午後4時</p> <p>2月定例会 平成30年 2月 7日（水）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第 29 号

平成 29 年 11 月議会臨時会の議案について

平成 29 年 11 月議会臨時会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成 29 年 11 月 22 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

(1) 平成 29 年度新潟市一般会計補正予算について

【人件費補正】

前年 12 月の職員配置等をもとに算定された当初予算人件費を、人事異動を経た今年度の実際の職員配置に合わせて補正する。また、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定分についてもあわせて補正する。

ただし、高校割愛教育職員については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取り扱いとなり、一般職員の改定内容とは異なる。

一般職員の給与改定の主な内容は以下のとおり。

(1) 月例給について、50 歳代多く在職する級・号俸を中心に平均 0.2% の俸給表の引き下げ。

(2) 期末・勤勉手当について、0.10 月分引き上げ、4.40 月分とする。

※ (1) は公布日の属する月の翌月初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施。(2) は平成 29 年 12 月 1 日から実施。

別表参照。

別表 平成29年度 人件費関係補正額調

(単位 千円)

項・目	所管課	区分	報酬	給料	職員手当等	共済費	合計	説明	
1教育総務費			補正計上額	21,972	16,633	15,076	15,846	69,527	
2事務局費	教育総務課	改定分		△ 779	4,751	914	4,886	・一般職員 174人	
		その他	21,972	17,412	10,325	17,296	67,005	・非常勤職員 111人	
	学校人事課	改定分						・雇用保険料	
		その他				△ 2,364	△ 2,364	・労災保険料	
2小学校費			補正計上額	43,497	△ 72,230	△ 110,684	△ 309,156	△ 448,573	
1学校管理費	学校人事課	改定分		△ 928	104,823	19,206	123,101	・一般職員 2,718人	
		その他	43,497	△ 71,302	△ 215,507	△ 328,362	△ 571,674	・非常勤職員 84人	
	(再掲) 権限移譲分	改定分		△ 170	98,741	18,036	116,607	・一般職員 2,470人	
		その他	42,938	△ 83,075	△ 212,977	△ 339,655	△ 592,769	・非常勤職員 26人	
3中学校費			補正計上額	17,764	△ 5,317	△ 87,871	△ 182,445	△ 257,869	
1学校管理費	学校人事課	改定分		△ 377	64,860	11,947	76,430	・一般職員 1,566人	
		その他	17,764	△ 4,940	△ 152,731	△ 194,392	△ 334,299	・非常勤職員 46人	
	(再掲) 権限移譲分	改定分		△ 109	63,071	11,602	74,564	・一般職員 1,492人	
		その他	18,837	△ 8,966	△ 155,065	△ 197,974	△ 343,168	・非常勤職員 18人	
4高等学校費			補正計上額	442	△ 4,236	△ 5,631	△ 2,869	△ 12,294	
1学校管理費	学校人事課	改定分		2,422	6,513	1,139	10,074	・一般職員 155人	
		その他	442	△ 6,658	△ 12,144	△ 4,008	△ 22,368	・非常勤職員 39人	
5幼稚園費			補正計上額	72	8,667	△ 2,175	2,582	9,146	
1幼稚園管理費	学校人事課	改定分		△ 20	1,996	359	2,335	・一般職員 65人	
		その他	72	8,687	△ 4,171	2,223	6,811	・非常勤職員 2人	
6特別支援学校費			補正計上額	△ 1,429	5,447	△ 9,392	△ 16,368	△ 21,742	
1学校管理費	学校人事課	改定分		△ 29	6,056	1,102	7,129	・一般職員 148人	
		その他	△ 1,429	5,476	△ 15,448	△ 17,470	△ 28,871	・非常勤職員 3人	
	(再掲) 権限移譲分	改定分		△ 16	5,929	1,075	6,988	・一般職員 142人	
		その他		1,309	△ 17,068	△ 18,670	△ 34,429		
7生涯学習費			補正計上額	5,857	3,595	△ 2,266	7,353	14,539	
1生涯学習総務費	生涯学習センター	改定分		△ 539	4,585	874	4,920	・一般職員 184人	
		その他	5,857	4,134	△ 6,851	6,479	9,619	・非常勤職員 153人	
8保健給食費			補正計上額	1,024	△ 1,008	6,187	150	6,353	
1保健給食総務費	保健給食課	改定分		△ 110	808	158	856	・一般職員 40人	
		その他	1,024	△ 898	5,379	△ 8	5,497	・非常勤職員 2人	

教育委員会 合計	改定分		△ 360	194,392	35,699	229,731	(当初予算計上職員数との比較)
	その他	89,199	△ 48,089	△ 391,148	△ 520,606	△ 870,644	・一般職員 +2人
	補正計上額	89,199	△ 48,449	△ 196,756	△ 484,907	△ 640,913	・非常勤職員 +50人
	(再掲) 権限移譲分	61,775	△ 91,027	△ 217,369	△ 525,586	△ 772,207	・教員(再掲) △ 13人

(2) 新潟市教育職員給与条例の一部改正について

1 改正理由

平成29年度新潟市人事委員会勧告に基づくもの

2 主な勧告内容と条例改正の内容

項目	勧告内容	新潟市給与条例	新潟市教育職員給与条例
月例給 H29.12.1~	俸給表を0.2%引下げ (※教員は据え置き)	俸給表を0.2%引下げ	教育職俸給表は据え置き <u>改正不要</u>
勤勉手当 H29.12.1~	0.10月分引上げ	0.10月分引上げ	←新潟市給与条例を準用 <u>改正不要</u>
扶養手当 H30.4.1~	配偶者 13,000円⇒6,500円 子 6,500円⇒10,000円	配偶者 13,000円⇒6,500円 子 6,500円⇒10,000円	←新潟市給与条例を準用 <u>改正不要</u>
	<u>経過措置の実施</u>	<u>附則に経過措置を新設</u> (※内容は下記)	← <u>準用規定を新設</u> <u>要改正</u>

【扶養手当の改正及び経過措置の主な内容】

扶養親族	H29年度 (現行)	H30年度 (経過措置)	H31年度 (完成後)
配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
子	6,500円	8,000円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円	6,500円

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 号

新潟市教育職員給与条例の一部改正について

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 20 新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟市条例第 号）附則第4項の規定は、教育職員の扶養手当について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（人事委員会への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新潟市教育職員給与条例(昭和34年条例第17号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>附 則</p> <p>1～19 （略）</p> <p><u>（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）</u></p> <p><u>20 新潟市給与条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟市条例第 号）附則第4項の規定は，教育職員の扶養手当について準用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～19 （略）</p>	

議案第30号

平成29年12月議会定例会の議案について

平成29年12月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成29年11月22日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

指定管理者の指定について

- 1 候補者 環境をサポートする株式会社きらめき
代表取締役社長 山田 茂孝
新潟市中央区東堀前通6番町1061番地

- 2 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成29年12月4日提出

新潟市長 篠田 昭

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市芸術創造 村・国際青少年セ ンター	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	平成30年4月1日 から 平成33年3月31 日まで

指定管理者候補者の選定結果について

新潟市芸術創造村・国際青少年センターについて、指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市芸術創造村・国際青少年センター
所在地	新潟市中央区二葉町2丁目5932番地7
施設の概要	文化芸術活動の支援、青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者、青少年及び市民相互の交流の推進をすることで、文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年の育成をし、もって市民の豊かな生活の実現に資する施設。
指定管理者申請者評価会議	梅津 玲子 委員 (元新潟市大畑少年センター 所長) 木伏 隆 委員 (アイシスネオ会計税理士 法人代表者社員・社長) 小山 厚子 委員 (はばたけ21の会) 杉浦 幹男 委員 (新潟市芸術文化振興財団 事務局次長兼アーツカウンシル部長) 丹治 嘉彦 委員 (新潟大学教育学部芸術環境講座 教授) 中村 恵子 委員 (新潟青陵大学 看護学部 教授)
指定管理者(候補者)	環境をサポートする株式会社きらめき 代表者 代表取締役社長 山田 茂孝 住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地
指定期間(予定)	平成30年4月1日～平成33年3月31日
選定理由	<p>指定管理者候補者の選定にあたっては、2団体から応募があり、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請者評価会議において、「施設の平等利用が確保されること」、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること」、「事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること」を選定基準に評価を行いました。</p> <p>その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、以下の理由により上記の候補者が最適であると判断し選定しました。</p> <p>候補者は、本施設の設置目的等を理解した経営理念・経営方針を示した上で、「文化芸術活動支援への取組み」や、「市民との協働、地域との連携に向けた取組み」に関して具体的な提案を行ったことが評価されました。また、利用者の安全確保への取組み等、指定管理者としての業務遂行能力を有していると評価され、指定管理者の候補者に選定しました。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりです。</p>
スケジュール	第1回評価会議 8月28日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目の決定 公募説明会 9月1日 質問受付 9月1日～13日 申請書提出 10月6日まで 事業計画書提出 10月20日まで 第2回評価会議 10月30日
所管部署(問い合わせ先)	文化スポーツ部文化政策課 教育委員会地域教育推進課 (代表) TEL : 025-226-3229 (直通) E-mail : chiiki.edu@city.niigata.lg.jp

別表（評価結果）

選定基準・評価項目	配点	候補者	次点
施設の平等利用が確保されること			
経営理念・経営方針、申請の動機	10点	8.5	8.3
施設の平等利用の確保、利用の促進、ニーズの把握に向けた取組み	5点	3.5	3.5
市民との協働、地域との連携に向けた取組み	10点	7.8	7.0
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること			
文化芸術活動支援への取組み	10点	8.7	6.2
青少年体験活動推進への取組み	10点	7.3	7.7
複合施設の特性を活かした取組み	10点	7.0	7.2
情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み	5点	3.5	3.8
施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組み	10点	6.8	7.8
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること			
公の施設の管理運営実績	5点	3.7	4.0
団体の財務状況	5点	3.3	3.8
組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	5点	3.3	3.7
安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	5点	3.8	3.7
環境保護、地域・社会貢献活動の取組み	5点	3.7	3.7
事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	5点	3.3	3.7
合計	100点	74.2	74.1

※点数は、評価会議の委員6名の平均

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者 応募者一覧

教育委員会地域教育推進課

	団体名	所在地	代表者
1	環境をサポートする株式会社きらめき	新潟市中央区東堀前通 6番町 1061 番地	代表取締役社長 山田 茂孝
2	にいがたみらいズプロジェクト		
	愛宕商事株式会社	新潟市中央区下大川前 通四ノ町 2186 番地	代表取締役 高橋 秀之
	特定非営利活動法人みらいずworks	新潟市西区坂井砂山 2-18-2	代表理事 松本 まいこ
	株式会社けんと放送	新潟市中央区天神 1-1 プラーカ 3	代表取締役社長 逸見 寛
	株式会社新潟ビルサービス	新潟市中央区上大川前 通 9 番町 1268 番地 2	代表取締役 鈴木 英介
	グリーン産業株式会社	新潟市中央区神道寺 2 丁目 2 番 10 号	代表取締役 荒川 義克

新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者事業計画の比較

教育委員会地域教育推進課

団体名	環境をサポートする株式会社きらめき（選定者）	次点
施設の平等利用が確保されること		
経営理念・経営方針、申請の動機	【経営理念】 “自然”“創造”“共生”によるまちづくり 市民が活発にふれあう地域世代間交流拠点を目指します 【経営方針】 ・経営方針1 「水と土の芸術祭」の理念を継承した文化芸術活動支援事業展開 ・経営方針2 「プロジェクトアドベンチャー」と同種体験活動プログラムの提供 ・経営方針3 地域の方々が3世代一緒に利用できる取組み 【申請の動機】 ・当社が今まで培ったノウハウ、ネットワークを活用し、新潟の特色を活かした文化芸術活動や体験活動の提供により施設の設置目的の具現化に貢献したい。 ・幅広い世代の地域の方々が気軽に立ち寄り、ふれあい・憩いの場として活用して頂ける施設にしたい。	【経営理念】 ・“文化芸術を愛おしむ市民と生きる力を育む青少年が行き交う場の創造”を運営テーマに掲げ、新潟市行政施策の積極的推進をオール(a11)新潟で実行 ・体験を通して、次世代を担う「心豊かな子どもを育てる」施設としての役割を遂行 ・アーティスト・クリエイターの創造活動の支援及び、青少年等との交流を通して、本市独自の文化芸術の魅力を発見・発信 ・市民・地域と共に青少年の健全な育成と文化を創出 【経営方針】 ・経営理念・運営テーマを軸にした適切な運営 ・新潟市芸術創造村・国際青少年センター2施設が一体となり、有機的に機能する施設運営 ・「安心できる運営体制」の維持と業務遂行に必要な経験、能力、資格保有者の配置 【申請の動機】 ・類似施設の管理運営実績、ノウハウを発揮することで当施設の設置目的、設置意義を果たし、地元新潟市の益々の躍進に貢献
施設の平等利用の確保、利用の促進、ニーズの把握に向けた取組み	・施設の平等利用の確保 ～ユニバーサルサービスの実現～ ・幅広い世代に向けた利用の促進 ①キッズスペースの設置 ②まんがスペースの設置(登録制) ③屋上オーガニック菜園 ④シニア世代との交流事業 ・冬場の利用促進 ①ふたば感謝祭の開催 ②体育館、学習室の一般開放 ③こたつギャラリーの設置 ・利用者ニーズの把握に向けた取組み ①品質向上委員会の開催 ②第三者評価委員会による事業評価 ③原則即日対応の苦情処理体制	・関係規則に沿った公正な管理運営を行い、平等・公平な利用を保証 ・高齢者・障がい者・子どもや外国人利用者に対する懇切丁寧な対応 ・ニーズからウォンツを引き出す価値観主導のマーケティングの実施
市民との協働、地域との連携に向けた取組み	・指定管理者スタート前協議会の実施 ・文化芸術活動支援事業における取組み ①「市民プロジェクト」との連携 (ア)二葉アーツスクールの設置 (イ)みずつちサポーターズによるボランティア協力 ②「こどもプロジェクト」との連携 ③その他の団体との連携 (ア)「にいがた花絵プロジェクト」への参加 (イ)「ふたば青空市」「一箱古本市」 (ウ)西大畑旭町文化施設協議会「異人池の会」に加入 ・青少年体験活動推進事業における取組み ①新潟市内で活動している体験活動団体との連携 ②各大学サークルとのボランティア協力 ③青少年体験活動推進事業協議会の設置 ④地域と連携した防災への取組み…「防災ゲーム」の実施	・1階ラウンジを市民 Art サロンとして活用・運営 ・市民との協働運営・地域連携の礎となるため新潟市芸術創造村・国際青少年センターサポーターズを設立
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られること		
文化芸術活動支援への取組み	「水と土の芸術祭」の理念を継承した事業展開を行います ・小川弘幸統括ディレクターの招聘(水と土の芸術祭 2015 総合ディレクター)常駐 ・AIR 事業 ①募集…2 か国語以上のホームページ及び SNS を中心に行う 3331Arts 等との連携 ②招聘プログラム等選定委員会の設置 ③芸術家等のリストストック ④「メセナ活動」と「クラウドファンディング」の推進 ・滞在する芸術家等が互いに交流できる仕組みや事業の企画・実施 ①芸術家等創作活動支援…みずつち市民サポーターズの活用 ②制作した作品等の展示・企画実施 ・市民交流事業 ①AIR による市民交流事業 ②地域文化芸術関係団体等による市民交流事業…「市民プロジェクト」「異人池の会」との連携 ③感謝祭の開催 ・水と土の文化ギャラリーの企画展示・運営 ①「水と土の文化ギャラリー」…小川Dのノウハウ、ネットワークの活用 ②全国の芸術祭関連資料や美術・芸術関連書籍等の設置及び管理運営 ③アーツカウンシル新潟と連携 ・付帯業務、その他 ①活動記録集の作成 ②二葉アーツスクールの開講	・アーティストを広く公募し、アーティストの活動を積極的に支援 ・アーティストと市民、青少年が交流し、文化芸術を創造し、支える人材を育成 ・アーティストとの交流による豊かな感性や創造力を持った青少年の育成 ・創造性に富んだ市民・地域住民が交流し、アートに触れることのできる環境を整備
青少年体験活動推進への取組み	PA 同種プログラム「ふたばアドベンチャー」を立ち上げます ・鳥羽和明ディレクターによる企画立案・運営(さんじょう自然学校主宰、プロジェクトアドベンチャープログラム指導経験多数。)非常勤、別ご指導経験の	・体験を通じた「課題発見能力・課題解決能力」の醸成 ・大畑少年センターの活動を引継ぎ、地域・協力団体と連携してプログラムを提供 ・体験活動は利用しやすいよう、ショート、ロングなどに分けて、工夫して提供

	<p>あるアシスタントディレクターが常駐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふたばアドベンチャー」の設立 ★重点実施★ ・「妙高アドベンチャー」「Akiba 森のようちえん」との情報交換 ・松林や砂浜を利用した自然体験活動及び「体験の風を起こそう」運動の推進 ・ネイチャーゲーム、プロジェクト WET、アウトドアチャレンジ野外力検定、海でサンドアート、漂流物アート、いかだでGO!、自然観察、天体観測、星空観察など ・指導者育成講座 「ふたば体験活動指導者養成講座」(※人間関係づくりプログラム以外) <A 業務> 「ふたばアドベンチャー指導者養成講座」 <B 業務> 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な青少年の心安らぐ居場所を提供
複合施設の特性を活かした取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自然環境を活かした事業展開 ①海とアート!夏休みわくわく体験キャンプの開催 ②ボランティア体験と海辺の工作教室材料収集 ③探鳥会と巣箱コンクールデレガンス ・選べる体験事業 ①地域夏休み行事のお手伝い…ものづくり体験、自然体験、社会・歴史体験のコラボ ②学校で利用する体験活動プログラムのコンテンツ拡大 …体験系、芸術系の双方から選べる ③こども集団創作活動事業の開催…体験系要素をもった集団創作活動 ④「ふたば感謝祭」の開催「ふれあい、体験、創造」～芸術・自然・地域の融合～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を踏まえ、複合施設としてそれぞれが補完しあい有機的に機能する施設を実現 ・多種多様な施設の運営の経験・ノウハウを活かし、当施設の魅力を最大限引き出し、相互にシナジーを発揮する施設運営を実施
情報発信・広報、国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・広報への取組み ①2か国語以上のホームページ、パンフレット作成 ②SNSの活用、情報誌の発行 ③施設愛称とロゴマークの公募 ④「第4回全国芸術祭サポーターズミーティング」(2018年)の開催 ・国際交流、新潟市の魅力を向上させる取組み ①大畑少年センターの国際交流事業の継続 ⇒ハバロフスク、ハルビン、ビロビジョン、ウルサンとの相互国際交流事業 ②新潟市の文化的特性を活かした体験コンテンツの整備 ⇒新潟の魅力を世界に発信、地元の子供たちの郷土愛を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアを活用した積極的な広報活動 ・WEB・SNSを活用したターゲットを絞った広報活動 ・当グループ各社が持つツールを活かした情報発信 ・施設のブランディングのツールとしてロゴマークの公募を実施 ・ホームページによる情報発信(英語版も作成) ・魅力的なイベント・講座・ワークショップの実施 ・当グループ構成団体各法人が有しているネットワークの活用
施設の管理運営、予算の範囲内での適正な執行、管理経費削減の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパティマネージャー制の導入…予防保全、コスト削減計画の立案、レジオネラ属菌抑制と衛生管理 ・ドライメンテナンス…初期投資によるランニングコストの削減 ・自主事業からの維持管理費充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ムダ・ムリ・ムラのない実現可能なコスト管理計画による管理経費を削減 ・当グループ各社本社や他の管理施設と連携した、管理面、教育面、運営面でのコスト削減

事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること

公の施設の管理運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県内指定管理者実績 25 施設 (過去に同様施設 青少年三川自然の森指定管理者) ・多数の青少年活動推進事業での実績(さんじょう自然学校、紫雲寺記念公園、田上町YOU遊ランド等) ・県内No.1の環境衛生管理実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術・展示関係施設：10 施設 ・教育・自然環境学習・宿泊関係施設：9 施設 ・教育機関受託業務の主要な実績数：4 ・行政関連イベント受託業務の主要な実績数：3
団体の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設の円滑かつ安定的に運営するに足る水準にあるという認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な経営のもと、安定した財務基盤、豊富な内部留保の確保 ・指定管理業務以外の経営資源を活用することでの不測の事態への対応、並びに当施設の存続が可能
組織体制、人材育成、雇用・労働条件、ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・常駐者＝館長、統括ディレクター(文化芸術ディレクター兼務)、事務局長、施設管理長、AD、運営スタッフ 5 名 計 12 名 ・国際交流及び外国語広報担当として外国人 1 名を雇用(臨時) ・オープン前までに全職員を対象としたPAJ講習会への参加義務付け ・当社、新潟県ハッピーパートナー企業、新潟市みつばち認定企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・当グループ各法人すべてが運営責任を共有すべく各代表者による運営会議を設置 ・開業を順調に行うため資格、経験等を考慮し現在雇用中の職員を中心に配置 ・公共施設の管理者として市民に接する意識を共有できる人材育成教育を実施 ・関係法令を遵守し、ワーク・ライフ・バランスの意義を理解した雇用関係を構築
安全確保、災害発生時の対応、事故防止や発生時などの緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間管制センター ・マニュアル整備と、それに沿った訓練の実施 ・災害時備蓄の充実 ・県外同業者との事業継続(BC)協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年が安心して芸術活動が出来る安全管理体制を構築 ・施設にあったマニュアル作成と訓練・研修などの予防策を実施 ・危機発生時には、マニュアルに基づき被害を最小限に抑制
環境保護、地域・社会貢献活動の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション 21 の推進、ピーク電力の抑制 ・植物性廃棄物の 100%リサイクル、民間助成金を利用した植栽活動 ・新潟市内社会福祉法人と連携した障がい者就労支援活動 ・新潟地域若者サポートステーションと連携した就労支援活動 ・自治会、コミ協、にいがた災害ボランティアネットワークと連携した防災ゲームの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市行政施策への理解を深め、各種取り組みを実施 ・ムダ・ムリ・ムラのない業務、省エネルギーを意識した運営を職員に意識付け ・当施設が社会に対して果たす意義や役割を認識し、どのような社会貢献ができるか、地域に対しどのような還元ができるかを常に考え活動
事務の適正な執行、関係法令の遵守、守秘義務の徹底、個人情報保護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長の常駐と専門部署による事務管理 ・コンプライアンス体制と個人情報管理(リスクマネジメント)の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に則った各種規則類、事務や各種業務ルールの策定、それらの職員への周知、内部、外部研修を活用した職員教育の推進など、当グループ全体でのコンプライアンス体制を確立 ・全職員に新潟市個人情報保護条例の周知・徹底を図るとともに当グループ個人情報保護マニュアルの周知・徹底を図り、適切に運用

収支計画書 ※指定管理期間トータルの額 (単位：千円)

収入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料 215,697 ・その他収入 135 ・自主事業 15,000 ・雑収入 0 計 230,832 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料 215,337 ・その他収入 4,718 ・自主事業 7,429 ・雑収入 600 計 228,084
支出	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 102,666 ・管理費 68,845 ・事務費 23,533 ・事業費 35,788 計 230,832 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 103,125 ・管理費 88,186 ・事務費 15,925 ・事業費 20,848 計 228,084

議案第 3 1 号

陳情の処理経過及び結果について

陳情の処理経過及び結果について、次のとおりとしたため議決を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

陳情の処理経過及び結果について

1 報告内容

別紙のとおり

採択年月日	平成28年12月22日
請願・陳情 番号	陳情第100号
所管課	教育委員会学校人事課
件名	<p>子どもたちに行き届いた教育のための30人以下学級実現，教職員定数増，教育予算増額を求めることについて</p> <p>第1項 法改正による30人以下学級の実現を国に求めること。当面，小学校・中学校・高等学校全学年における35人以下学級の早期実現を国に求めること。</p> <p>第2項 今後市が行っていく少人数学級について，教職員を増員するとともに，小学3年生以上の1クラス25人以上の下限設定を緩和すること。また，高等学校への拡大を早期に実施すること。</p> <p>第3項 子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現するため，教職員増等を可能とする教育予算の増額を図ること。特に，養護教諭，栄養教諭や学校栄養職員，学校事務職員の全校配置を進めること。また，特別支援に係る教職員を増員すること。</p>
処理状況	<p>第1項 国への要望については，例年，少人数学級の拡大などの様々な教育課題への対応のため，定数改善を含め，教職員配置の充実を要望しています。また，指定都市教育委員・教育長協議会として，「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正による35人以下学級を順次実現するよう国に要望しています。</p> <p>第2項 本市では，権限移譲に伴い学級編制基準を定められるようになったことにより，平成29年4月から，32人以下学級を小学校3，4年生まで拡大し，1クラスの下限を23人に緩和しました。小学校5年生以上の下限設定の緩和，少人数学級の高等学校への拡大については，学級編制及び教職員定数の改善を国に要望していきます。</p> <p>第3項 養護教諭，栄養教諭，学校栄養職員，学校事務職員の配置は，「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で配置基準が定められており，養護教諭と学校事務職員は既に全校配置されています。</p> <p>栄養教諭と学校栄養職員については，この基準により，全校に配置することはできませんが，本市では基準を上回る栄養士を配置しています。</p> <p>特別支援に係る教職員の増員についても，定数改善を国に要望しています。</p> <p>今後も子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現するため，教育予算の確保に努めていきます。</p>

新議事第567号
平成28年12月22日

新潟市教育委員会教育長
前田秀子様

新潟市議会議長
高橋三義



陳情の送付並びに処理の経過及び結果の報告請求について

標記のことについて，地方自治法第125条並びに新潟市議会会議規則第139条及び第140条の規定により，別紙のとおり送付します。

なお，処理の経過及び結果の報告を請求したものについては，文書をもって請求の日から1年以内の定例会までに報告を願います。

平成28年12月22日(12月定例会)の本会議で採択された陳情

陳情番号	件名	処理経過及び結果の報告請求の有無	所管課
陳情第100号	<p>子どもたちに行き届いた教育のための30人以下学級実現，教職員定数増，教育予算増額を求めることについて</p>		
	<p>第1項 法改正による30人以下学級を実現するよう国に求めること。当面，小学校・中学校・高等学校全学年における35人以下学級の早期実現を国に求めること。</p> <p>第2項 今後市が行っていく少人数学級について，教職員を増員するとともに，小学3年生以上の1クラス25人以上の下限設定を緩和すること。また，高等学校への拡大を早期に実施すること。</p> <p>第3項 子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を実現するため，教職員増等を可能とする教育予算の増額を図ること。特に，養護教諭，栄養教諭や学校栄養職員，学校事務職員の全校配置を進めること。また，特別支援に係る教職員を増員すること。</p>	請求する	教職員課

報 告

平成28年度 児童生徒の問題行動調査の結果について

学校支援課

1 いじめについて

(1) 認知件数 (件)

年度	28	27	26	25
小学校	7,229	1151	316	261
中学校	1255	626	246	273
計	8,484	1,777	562	534

※「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

(2) 学年別認知件数 (件)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	1340	1401	1330	1312	945	901	7,229
中学校	666	394	195				1,255

2 不登校について

(1) 不登校児童・生徒数 (人)

年度	28		27	26	25
	総数	うち、90日以上			
小学校	184	76	174	160	154
中学校	595	348	535	547	527
計	779	424	709	707	681

※「不登校」の定義

何らかの心理的, 情緒的, 身体的, あるいは社会的要因・背景により, 児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし, 病気や経済的な理由によるものを除く)
 ※不登校児童・生徒数は, 年間の欠席日数が30日以上をカウントする。

(2) 学年別人数 (人)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	6	13	26	34	49	56	184
中学校	150	205	240				595

3 暴力行為について

(1) 発生件数 (件)

年度	28	27	26	25
小学校	607	79	37	36
中学校	483	303	326	252
計	1090	382	363	288

※「暴力行為」の定義

自校の児童生徒が, 故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為
 ※ 種別: 対教師暴力, 生徒間暴力, 対人暴力, 器物損壊
 ※ 発生件数は延べ数, 加害生徒数は実人数

(2) 加害児童生徒数 (人)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	91	98	112	81	65	43	490
中学校	176	145	106				427

新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結について

中央図書館サービス課

1 経緯および目的

(1) 新潟広域都市圏連携協約

・平成 28 年 12 月、総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、近隣市町村と「連携中枢都市圏」を形成し、活力と魅力あふれる圏域づくりに取り組むため、新潟市がこの圏域の中心的な役割を担う「連携中枢都市」になることを宣言。

・平成 29 年 3 月、7 市 3 町 1 村で新潟広域都市圏連携協約を締結し、「新潟広域都市圏ビジョン」を策定、公表した。

(所管課：地域・魅力創造部大都市制度・区政創造推進課)

(連携協約とは)

経済成長のけん引や生活関連機能サービスの向上などを図るための取組を行うに当たっての基本方針や連携する取組、役割分担、費用負担等について取り決めるもので、本市と各市町村が 1 対 1 で締結するもの。

(2) 図書館の相互利用について

・平成 20 年 10 月に新発田市、五泉市、阿賀野市、平成 21 年 3 月に聖籠町と相互利用協定を締結。

・平成 29 年 6 月～10 月に、新潟広域都市圏ビジョンを基に、図書館の相互利用について、各市町村の図書館担当者との協議を 3 回開催。課題の洗い出しや情報共有を行った。

・平成 30 年 4 月のサービス開始に向け、圏域住民の利便性向上を図るため、相互利用協定を締結し、事務手続きを進めるもの。

2 内容

(1) 締結を予定している自治体

三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町

※下線の 4 自治体は平成 20 年度に協定を締結済み。

※三条市は、公民館等他の施設も含めた包括的な協定にしたいとの意向があり、現在三条市内部で調整中。

(2) サービス内容

協定を締結した自治体の住民は、それぞれの自治体が設置する図書館を相互に利用ができる。(ただし貸出は所蔵資料に限るものとし、所蔵がない資料の新規購入や市外他図書館からの取り寄せは受け付けない。)

(3) 根拠法令

新潟市図書館条例施行規則

第4条（図書館資料の貸出し）

3 個人貸出を利用できる者は、市内に居住する者、市内に通勤し、若しくは通学する者及び本市と図書館の相互利用に関する協定を締結した市町村に居住する者とする。

3 今後の予定

平成29年11月	教育委員会定例会報告
平成29年12月	新潟市議会文教経済常任委員協議会報告
平成30年2月下旬	協定書の締結
平成30年3月1日	市民への周知開始（全自治体同時）
平成30年4月1日	サービス開始

